

UDタクシー対応乗り場整備への助成拡充及びライドシェア導入の慎重な検討を求める意見書

タクシーは、市民にとって身近な交通機関として日常生活や経済活動等を支える重要な公共交通の役割を担っているところ、本市は、平成25年7月から全国に先駆けて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）に対応した乗り場の整備を進めてきたが、駅前開発等に併せてUDタクシー対応乗り場を整備する場合には国庫補助が活用できるものの、通常のタクシー乗り場をUDタクシー対応乗り場に整備する場合には原則として本市の自主財源で対応している。

しかしながら、UDタクシー対応乗り場の整備は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて喫緊の課題であり、国からの助成の拡充が求められている。

一方、国においてはシェアリングエコノミー検討会議を設置し、自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービスであるライドシェアを含めた検討を行っており、さらに、規制改革推進会議においてもライドシェアを含めた議論がなされている。

このライドシェアについては、道路運送法に抵触するタクシー類似行為、いわゆる白タク行為に該当するとの指摘があり、運行管理や車両整備等の責任を負う主体を置かずに自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全確保や利用者保護等の観点から大きな問題が生ずる懸念も指摘されている。

よって、国におかれでは、大都市における安全・安心で利便性の高い地域交通の実現に向けて、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 子育て世帯から高齢者、障害者を始め、誰もが安全・安心で快適に移動できるよう、UDタクシー対応乗り場の整備に対する助成を拡充すること。
- 2 ライドシェアは、利用者の安全・安心に極めて大きな懸念があり、その検討も含めて適切かつ慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長